

安中市行政改革大綱

市民が主人公の行政に向けて

平成20年度～平成26年度



平成20年3月

安中市

■ 目 次

I 策定の背景

はじめに

- 1 地方分権の進展
- 2 少子高齢化などの社会変化
- 3 厳しい財政状況
- 4 総合計画の策定
- 5 国による地方行政改革の指針

II 行政改革推進項目

- 1 市民ニーズに的確に対応できる効率的な行政運営のために
 - (1) 事務事業の適正化の推進
 - (2) 事務事業や施設管理の民間委託などの推進
 - (3) 市民参加・協働の推進
- 2 簡素で効率的な組織整備のために
 - (1) 人事・定員管理制度の抜本的改革
 - (2) 人材の育成
 - (3) 給与の適正化の推進
 - (4) 組織・機構の見直し
- 3 健全な財政運営のために
 - (1) 経費節減等のための取組
 - (2) 地方公営企業の経営の健全化
 - (3) 第三セクターの経営の健全化

III 実施計画の策定

IV 計画の期間

V 実施状況の公表

VI 進行管理・推進体制

用語解説

I 策定の背景

はじめに

平成 18 年 3 月に旧安中市と旧松井田町が新設合併し、人口は約 64,000 人、面積は約 276 平方キロの新「安中市」が誕生しました。

市の将来像を「豊かな自然と歴史に包まれて ひとが輝くやすらぎのまち」として、新市のまちづくりの基本方針となる総合計画を定めました。

総合計画に基づくまちづくりを進めるため、健全な財政の確保を図りながら、市民ニーズを反映し、市民と行政の協働による行政運営を行う必要があります。

また、地方分権^(※)の進展、厳しい財政状況、少子高齢化の進行と人口の減少、高度情報化の進展、高度化・多様化する市民ニーズに対応し責任ある行政を推進すること、市民や民間法人の参加を得ながら効率的で簡素な行政を実現することが求められています。

行政運営を行うにあたって、将来を見据え新たな課題に取り組み、あくまで市民サービスの充実を図り市の健全な発展を目指し、無駄を省き行政の改革を推進することとし、そのための指針として「安中市行政改革大綱」を定めました。

この大綱を定めるにあたっては、大綱の策定や行財政の幅広い課題について、調査、審議、答申を行う地方自治法に基づく附属機関として設置された「行政改革審議会」に諮問し、答申をいただきました。

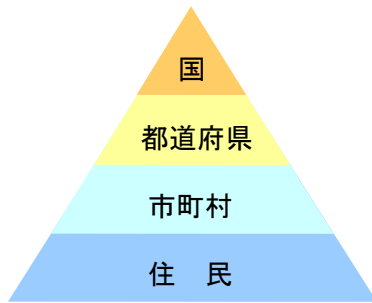
1 地方分権の進展

地方分権の進展により地域の自主性・自立性が問われるようになってきている中で、真に市民に必要な行政サービスを市自らの責任で行うことが大切です。そのためには、市の財源の安定的な確保が重要であり、自己決定権と自己責任の拡充を基本とした地方税財源の充実確保のために財源の移譲を積極的に働きかけていくなど、国・県・市が対等の関係のもと自立・連携・支援の仕組みづくりをすすめることが必要と言えます。

※は巻末の用語解説に説明があります。

また、地方分権の進展により市の業務範囲が拡大する中で、高度化・多様化する行政課題に迅速に対応するため、民間活力の導入など、従来の制度や施策、組織等の執行体制を見直すことや、地域の行政を自立的かつ総合的に運営できるよう、地域・市民とのパートナーシップを確立していくことが求められます。

【地方分権一括法施行前】



【地方分権一括法施行後】



2 少子高齢化などの社会変化

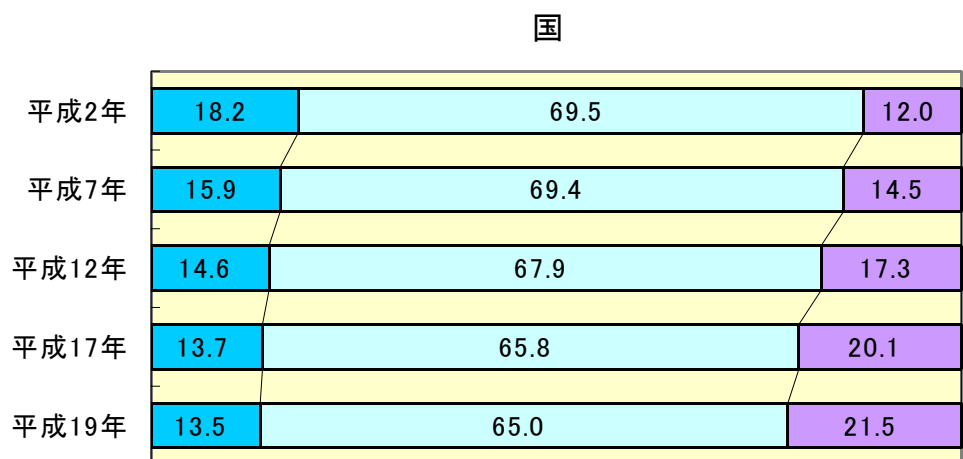
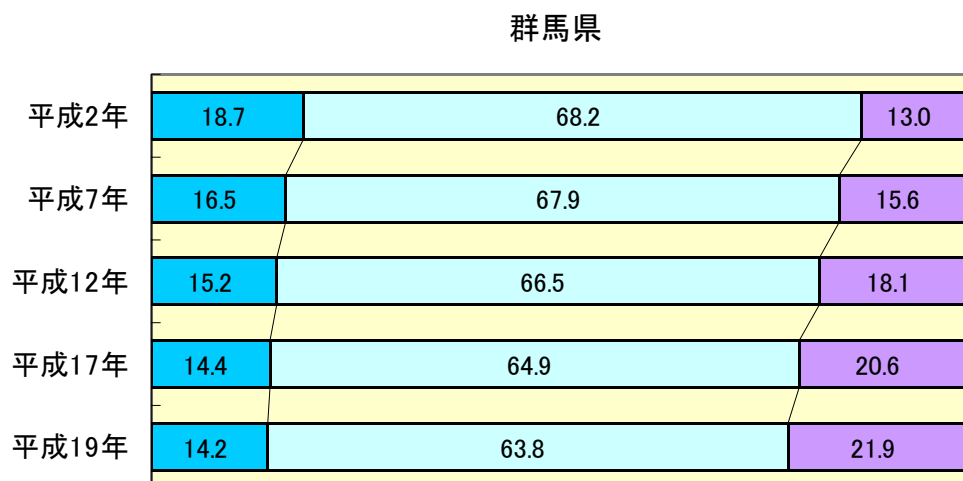
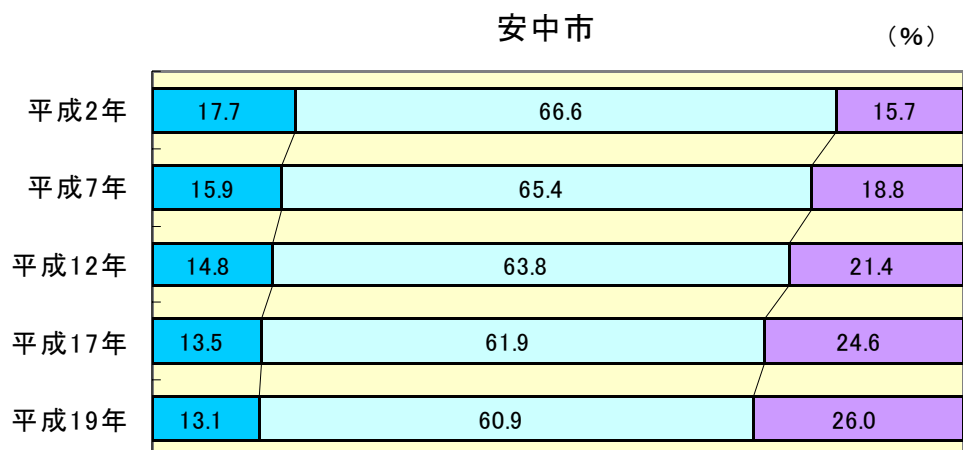
国の老年人口割合（高齢化率）は、21.5 %（平成 19 年 10 月 1 日）となり、超高齢社会（高齢化率 21 %以上）と位置づけられました。群馬県では 21.9 %（同）、安中市では 26.0 %（同）で、国の平均より約 4.5 ポイント上回っており、今後も急速に増加していく見込みです。

一方、年少人口割合は、国が 13.5 %（平成 19 年 10 月 1 日）、群馬県が 14.2 %（同）、安中市が 13.1 %（同）で、今後減少していく見込みです。また、合計特殊出生率^(※)は、平成 18 年 1 年間での数値として、国が 1.32、群馬県が 1.36、安中市は 1.27 となっていて、いずれも人口の維持に必要といわれている 2.08 を大きく下回っています。この少子化傾向は下げ止まったとも言われていますが、今後急激な回復に向かうとは考えにくく、数十年は人口が減少することが想定されています。

また、総合計画での想定人口は、平成 29 年の人口が 61,000 人、同じく世帯数は 23,000 世帯で平均世帯人員が 2.65 となっていて、少子化による人口の減少と核家族化の進行による世帯数の増加を想定しています。

年齢 3 区分別人口を県内各市で比較してみると、安中市は年少人口では桐生市、渋川市に次いで低く、生産年齢人口では沼田市に次いで低く、高齢人口では桐生市に次いで高くなっていて、少子高齢化が進んでいると言えます。

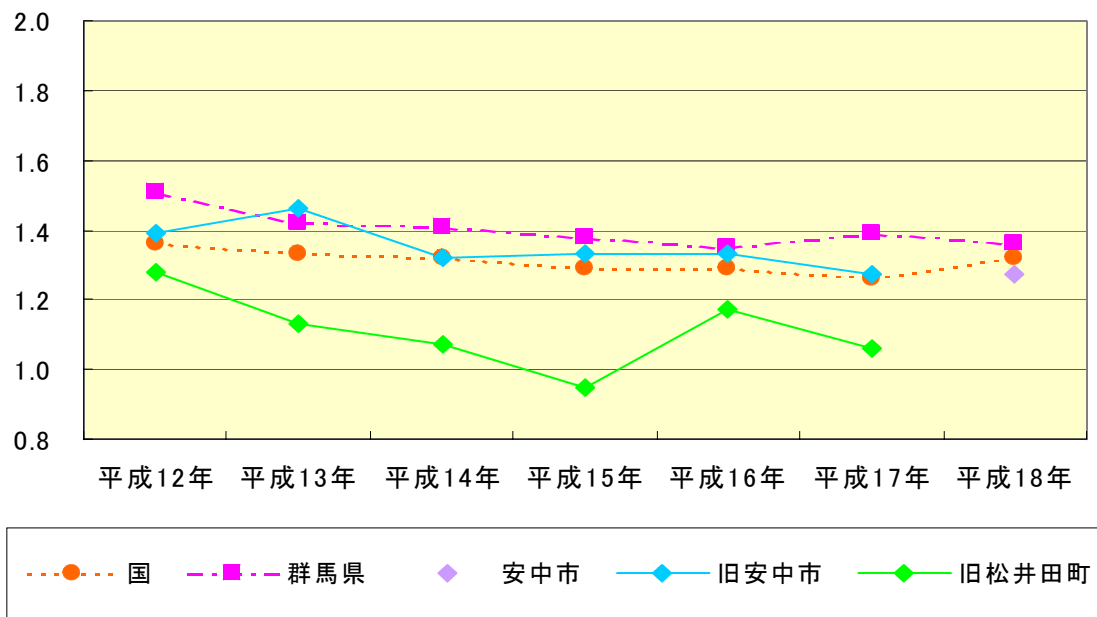
図－1 【安中市、県、国の年齢3区分別人口割合の推移】



■ 年少人口(0～14歳) □ 生産年齢人口(15～64歳) ■ 老年人口(65歳～)

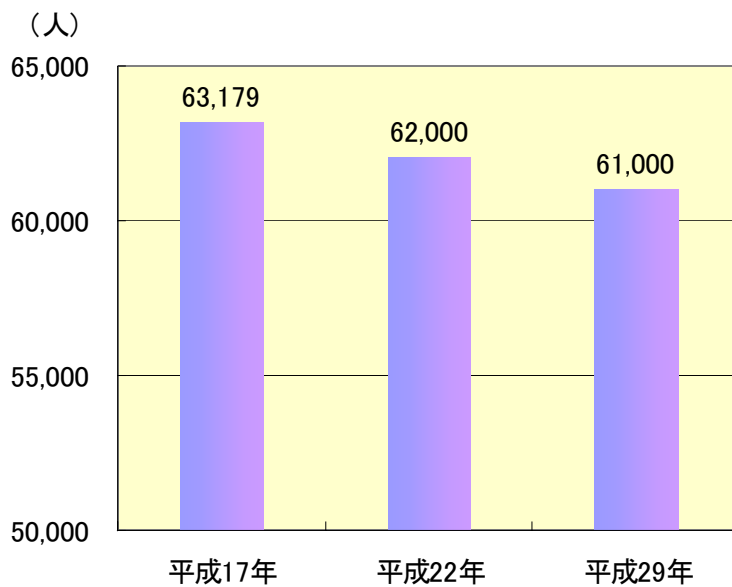
出典：「群馬県年齢別人口統計調査結果」（県統計課）
「国勢調査」、「人口推計月報」（総務省統計局）

図－ 2 【安中市、県、国の合計特殊出生率の推移】



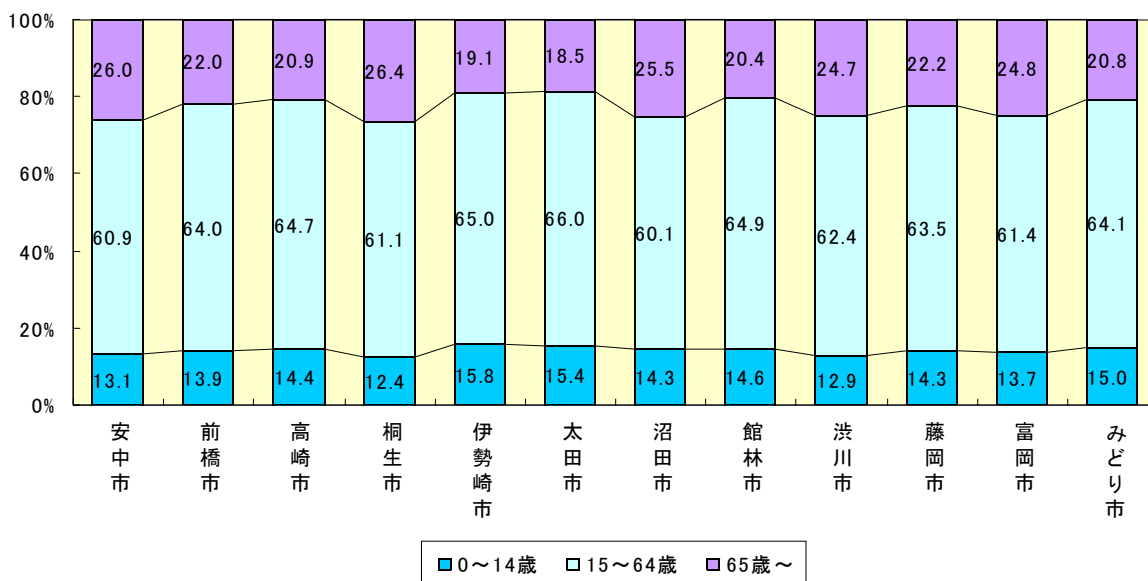
出典：「群馬県の人口動態統計概況」（県健康福祉課）

図－ 3 【安中市の人口の見通し】



出典：「安中市総合計画」

図一 4 【県内各市の年齢 3 区分別人口割合（平成 19 年 10 月 1 日現在）】



出典：「群馬県年齢別人口統計調査結果」（県統計課）

3 厳しい財政状況

少子高齢化の進行に伴い、子育て支援等の少子化対策、高齢者の医療・福祉サービス等の必要性が高まり、これらの施策に対しての歳出が増大していくことは明らかな状況です。一方で、生産年齢人口の減少により税収が減少していくことが考えられ、市への歳入は減っていくけれども、歳出は増えていくという事態になっていきます。

国と地方の財政改革である三位一体改革^(※)により税源移譲が進み市税の増収が見込めますが、反面、地方交付税や国庫補助金も見直されその減収が市税の増収分を上回ることは確実であり、歳入の見通しは非常に厳しい状況です。

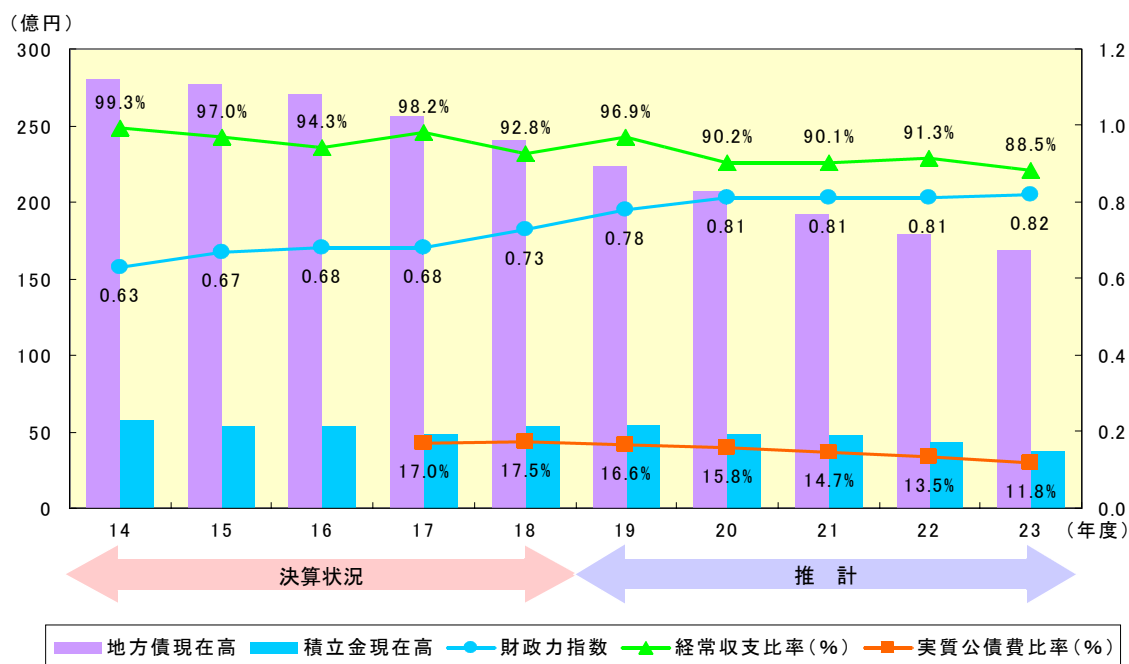
歳出面では、少子高齢化の進行に伴う経費の増大のほか、高度化・多様化する市民ニーズを踏まえた施策の展開に対して、多額の費用を要することが想定されます。

当市の特色としては、歳入では法人税の多くを占める特定企業の業績に左右されるため、安定した財源が確保できない状況です。歳出では公債費^(※)、補助費^(※)などの経常経費の割合が高くなっていて、特に公債費は平成 18 年度決算で 33.4 億円となっており、実質公債費比率^(※)は 17.5 %（県内 12 市中 10 位）と厳しい水準となっています。平成 19 年度は、市の貯金である財政調整基金^(※)から取り崩して、予算を組むことができた状況です。また、財政調整基金残高は、平成 18 年度末で 35 億円となっています。

今までも、人件費や物件費を始めとする歳出全般の抑制を図ってきましたが、今後は、企業の誘致等により自主財源を確保する取組を進めるとともに、徹底した行財政改革の断行により行政運営の改善を推進し、財政の健全化を図る必要があります。

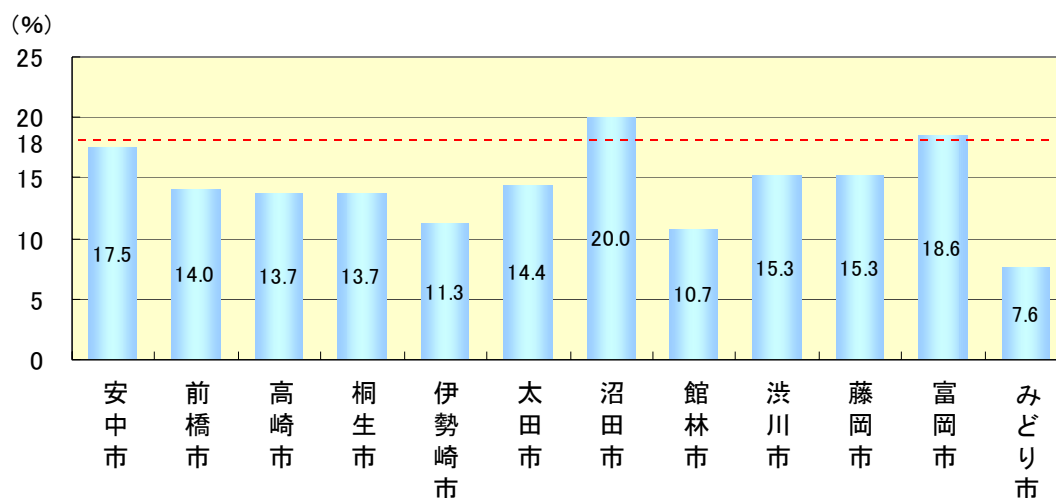
また、この度策定された総合計画に基づく各種施策の実施については、それに見合う財源が必要となることから、限られた財政の枠の中で施策の選択と集中を図っていく必要があります。

図－５ 【財政指標の見通し】^(※)



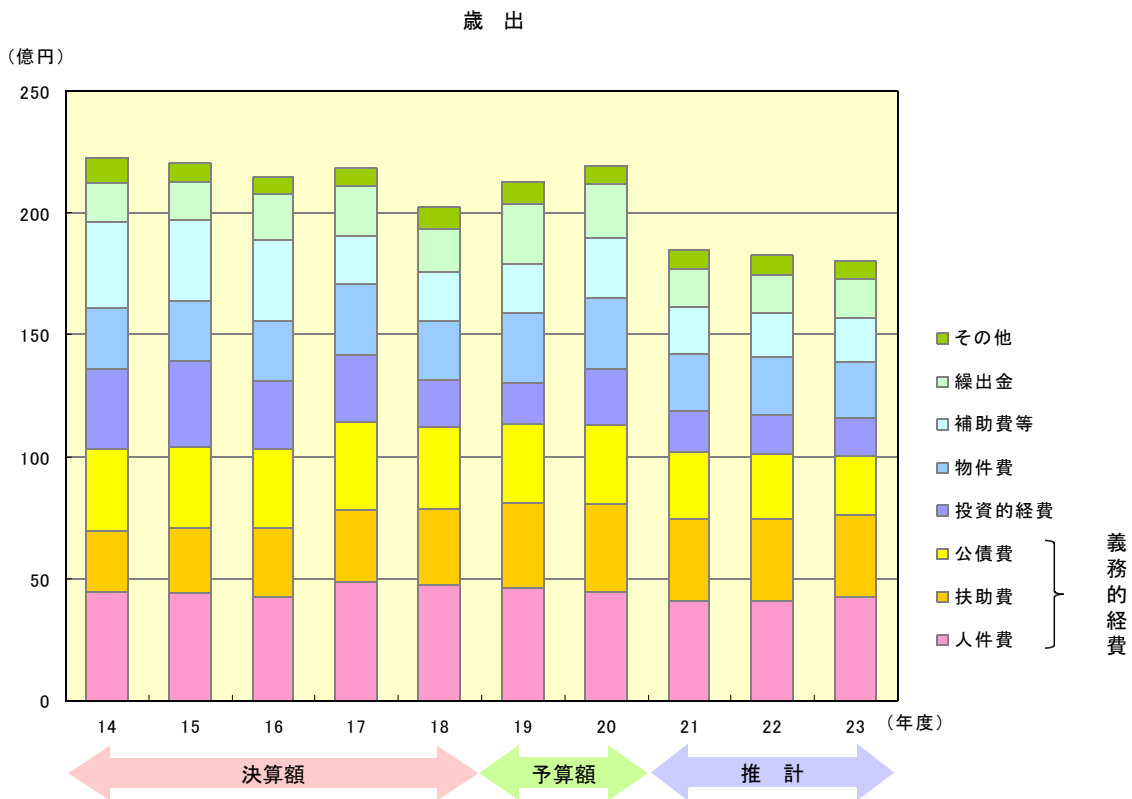
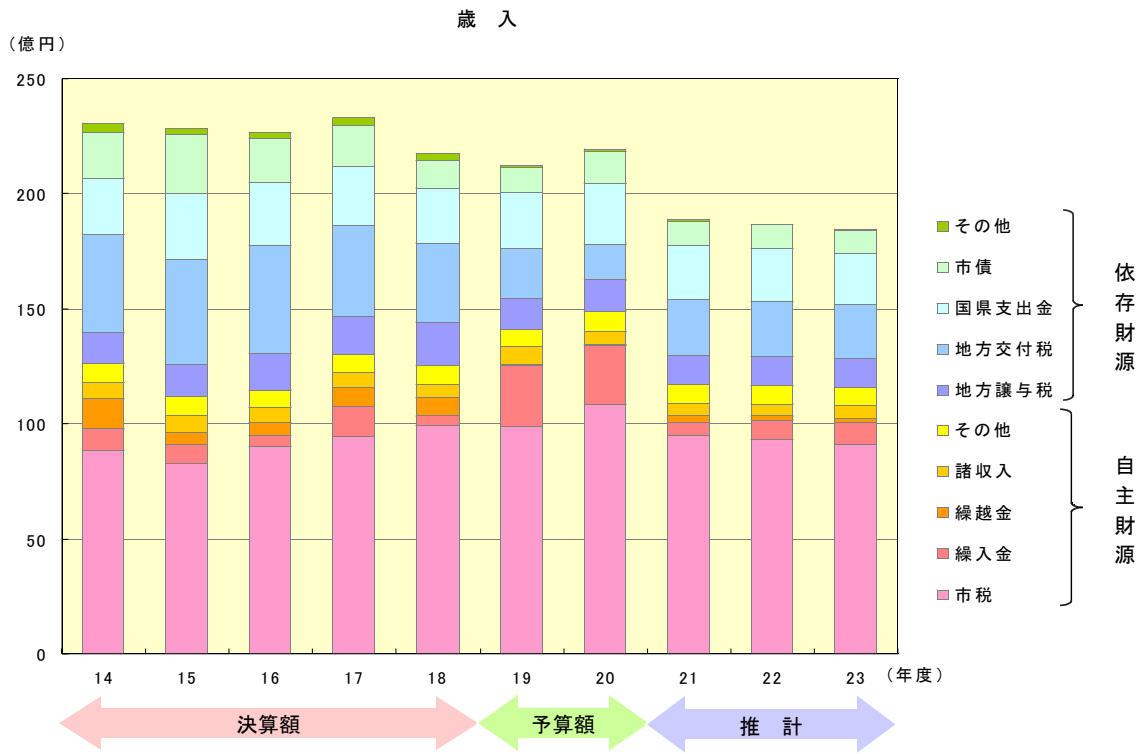
出典：財政課提供資料

図－６ 【県内各市の実質公債費比率（平成 18 年度決算）】



出典：「平成 18 年度市町村普通会計決算の概要」（県市町村課）

図一 7 【財政状況の見通し】^(※)



出典：財政課提供資料

4 総合計画の策定

合併後初めての総合計画である「安中市総合計画」が、計画期間を平成 20 年度から 29 年度までとして平成 20 年 3 月に策定されました。

行財政運営に関わるものとしては、次のようになっています。

将来像： 豊かな自然と歴史に包まれて ひとが輝くやすらぎのまち



基本目標： 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

健全財政を基本としつつ、個性や魅力のあるまちづくりに取り組んでいくため、市民ニーズを反映した行政運営を進めます。また、市民の自主的な活動を支援し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。



基本政策： 効率的行財政運営

市民のニーズに的確に対応できることを前提とし、健全な行財政運営を図るため、職員の意識改革および個々の資質向上、自主財源の確保や事務事業の効率化、市有財産の効率的な活用など、合理的な都市経営を目指します。

また、電子自治体化を推進し、行政事務・情報提供の迅速化・効率化による市民サービスの向上を図ります。

さらに、大容量高速通信ネットワークの整備に取り組むなど地域の情報化をすすめ、テレビ放送の地上デジタル化についても環境整備に努めます。



安中市行政改革大綱

安中市行政改革大綱 実施計画

5 国による地方行政改革の指針

平成 17 年 3 月に国から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、行政改革大綱を見直し行政改革の具体的な取組を市民にわかりやすく示した計画（「集中改革プラン」）を公表するよう助言がなされました。また、平成 18 年 8 月に「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示され、人件費、公共サービス、公会計などの改革についての助言がなされています。

安中市では行政改革大綱の策定を進めるとともに、行政改革大綱の一部として行政改革審議会の答申を得て、平成 19 年 3 月に「集中改革プラン」を前倒しで策定しました。

II 行政改革推進項目

1 市民ニーズに的確に対応できる効率的な行政運営のために

厳しい財政状況の下簡素で効率的な経営が必要とされる中で、市民ニーズに的確に対応するため、市政へ市民の意思を反映できる仕組みを整備し、市民に開かれた行政を目指す必要があります。そのために、市民への情報提供環境の整備を推進し、行政の情報化を進め、説明する責務を果たします。

また、行政の受け持ち分野を精査し、本来市民が担うべき部分については、行政も一定の支援をしながら市民に分担していただくとともに、市民が市政について理解・判断し、主体的に行政の担い手として参加していただけるようになることが望ましいと言えます。そのため、これまで行政主体であった地域の公共的な課題への対応を、社会全体で担えるような行政と市民や民間団体、NPO等との新たな関係を構築し、計画の策定や政策形成過程において地域住民の意見を聞き、議論を行うなど、市民の参加と自治意識を基本にしながら、市民との協働による行政運営の改革を推進していきます。

また、限られた資源の中で市民サービスの質的向上や行政事務の効率化・高度化を図るため、行政評価^(*)を効果的・積極的に活用するとともに、行政運営へのチェック機能の充実を進めていきます。

公の施設^(※)の管理・運営については、行政評価に基づいて行政が担うべき役割を再検証し、指定管理者制度^(※)の導入について、その有益性が認められる場合は積極的に導入し、場合によっては廃止、売却等を行い、組織の合理化を図ります。

事務・事業についても同様に総点検を実施し、民間委託等を導入することで、効果的・効率的な行政運営を推進します。

また、民間委託等を導入した施設・事業については、公共サービスの最終的な責任者として、民間事業者が公共サービスを適正かつ確実に実施するよう監督等必要な措置を行います。

行政運営の効率化を進め事業を見直すためには、市民の皆さんと一緒に考えることが必要です。そのためまず市民参加を推進し、事務事業の適正化や民間委託を適切に行っていきます。

これらの対応として、次の取組を進めます。

(1) 事務事業の適正化の推進

- ① 行政評価の導入
- ② 行政の情報化（電子自治体化）の推進
- ③ 情報開示の徹底
- ④ 市民によるチェック機能の強化

(2) 事務事業や施設管理の民間委託などの推進

- ① 行政の受け持ち分野の再検討
- ② 公的施設の役割の再検討

(3) 市民参加・協働の推進

- ① 市民参加の推進
- ② 市民との協働による行政サービスの適正化
- ③ 市民ニーズの的確な把握と行政への反映手法の確立

2 簡素で効率的な組織整備のために

地方自治法で、地方公共団体の内部組織の編成は、簡素で効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないとされています。さらに、この度策定した総合計画を推進し、高度化・多様化する市民ニーズに対応するため、従来の枠にとらわれず市民にとってわかりやすい組織の整備に努めます。

また、昨年度に策定された定員適正化計画^(※)及び集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、職員の減員に対応するためにも、事務処理方法の改善に基づく組織運営を行うことが求められています。

これら業務執行体制としての組織を確保しつつ、職員の減員に対応し、新たな行政課題の解決のため必要な人員を配置するには、まず部、課、係を統廃合し、組織のスリム化、フラット化を行い意思疎通の迅速化を図ることとします。

また、市民にとって真に必要なサービスを確保しつつ、適正な組織を配置するため、行政の受け持ち分野の見直し、民間委託の導入等により、職員の分担業務の縮小及び組織の合理化を図ることで、総合性・機動性を高めます。

一方、地方分権が進み自主・自立、自己責任の行政運営が求められ、高度化・多様化した市民ニーズに対応するためには、職員が持てる能力を十分に発揮する必要があり、職員の意識改革や人材育成を行うことが重要です。職員が減員となる状況ではなおさらで、そのためにも人事評価を中心とした人事・給与制度の抜本的な改革を進めます。また、職員間で課題を日常的に検討したり職員研修を充実するなど、職員の能力開発を推進し、地方分権時代を担う意欲と能力のある人材を育成します。

また、迅速な意思決定や戦略的な行政運営のためのトップマネジメント^(※)の強化を始め、市の意思決定過程や政策調整の場において、あるいは職場における業務推進にあたって、意思疎通を行い最善策を導くための討議を活発化させます。

これらの対応として、次の取組を進めます。

(1) 人事・定員管理制度の抜本的改革

- ① 定員管理の適正化
- ② 能力と実績に基づく人事評価制度^(※)の確立
- ③ 外部（民間、他自治体等）人材の積極的受入れと登用

(2) 人材の育成

- ① 職員の意識改革
- ② 能力開発の推進、研修の実施等による職員の資質向上
- ③ 職員の外部派遣等の推進

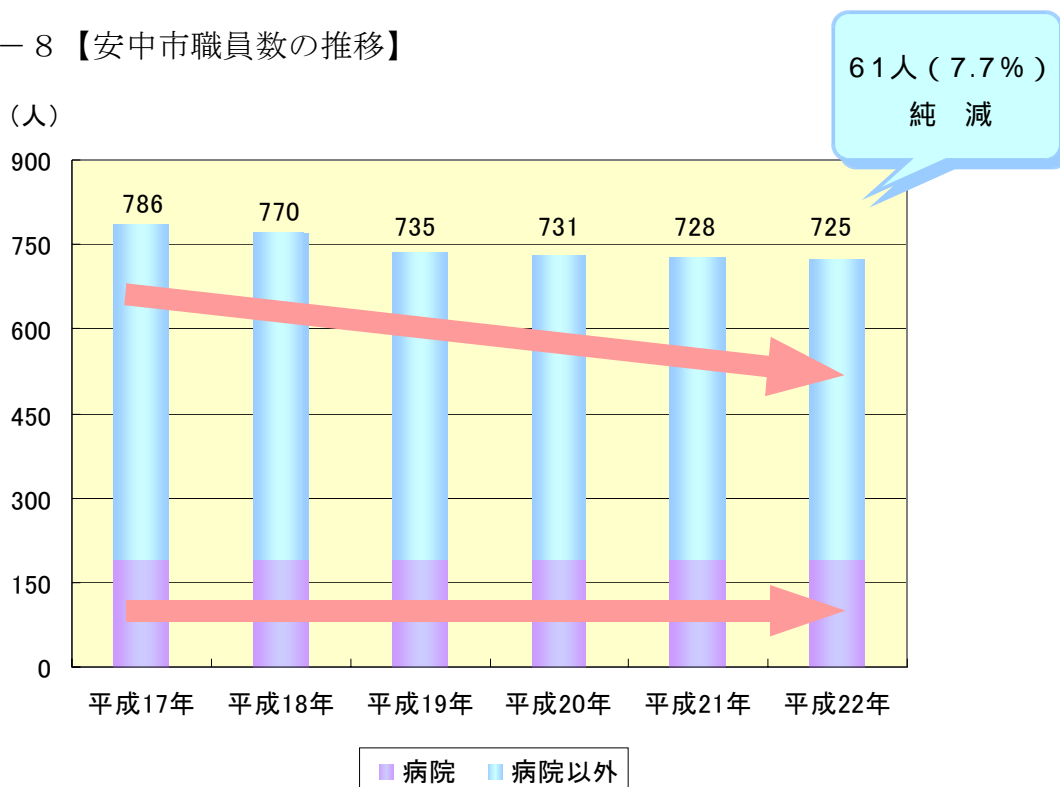
(3) 給与の適正化の推進

- ① 人事評価結果を反映した給与制度の検討
- ② 手当の総点検による給与の適正化の推進
- ③ 給与の状況について、積極的な公表の実施

(4) 組織・機構の見直し

- ① 組織・機構体制の見直し
- ② 本庁・支所の役割の再検討
- ③ 業務執行及び事務処理の改善

図－8 【安中市職員数の推移】



出典：「安中市定員適正化計画」

3 健全な財政運営のために

財政破綻に陥った自治体を教訓にし、市全体の債務を的確に捉え、財政の見通しを明らかにしながら、健全かつ効率的な財政運営を行う必要があります。そのために公会計^(※)の改革を行い、事務処理コストの縮減や市債発行の抑制など行財政改革を進めます。また、三位一体の改革をはじめとした地方財政制度の構造的変革に対応し、自主財源の確保に努めます。

公会計の整備については、決算ベースにおいて複式簿記の考え方の導入を図り、基準モデル^(※)を活用して、関連団体等も含む連結ベース^(※)で推進します。また、貸借対照表^(※)、行政コスト計算書^(※)、資金収支計算書^(※)、純資産変動計算書^(※)などの情報を開示します。

資産・債務管理については、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を推進します。また、未利用財産の売却促進や資産の有効利用を図ります。

地方公営企業、第三セクター^(※)の経営についても、アウトソーシング^(※)を積極的に取り入れ、効率化、健全化を進めます。

これらの対応として、次の取組を進めます。

(1) 経費節減等のための取組

- ① 公会計改革
- ② 内部管理経費^(※)等の節減
- ③ 補助金の見直し
- ④ 使用料・手数料の見直し
- ⑤ 自主財源の確保
- ⑥ 入札制度改革

(2) 地方公営企業の経営の健全化

- ① サービス供給の在り方の再検討と民間的経営手法の導入促進
- ② 計画性・透明性の高い企業経営の推進
- ③ 「地域水道ビジョン^(※)」の活用
- ④ 公立碓氷病院の「公立病院改革ガイドライン^(※)」に基づく改革の実施

(3) 第三セクターの経営の健全化

- ① 第三セクターの見直し、民間譲渡・完全民営化の検討
- ② 運営状況及び経理状況のチェックを強化し、健全経営の推進

Ⅲ 実施計画の策定

本大綱の推進をはかるために、具体的な取組項目とその目標を示した「実施計画」を策定します。この計画に基づき、「集中改革プラン」を改訂します。

Ⅳ 計画の期間

本大綱の計画期間は、平成 20 年度～平成 26 年度の 7 年間です。この間に実施計画として集中改革プラン 2 回（平成 18 年度～ 21 年度、22 年度～ 26 年度）の実施が含まれており、社会情勢に合わせた改正・修正を行います。

Ⅴ 実施状況の公表

計画の実施状況は市広報紙及びホームページにて毎年度公表します。

また、行政改革審議会の会議を公開しており、計画の進捗状況等について傍聴、資料の閲覧をすることができます。

Ⅵ 進行管理・推進体制

本大綱及び実施計画の集中的実施のため、行政改革審議会（附属機関）・行政改革推進会議（庁内組織）を設置し、両機関からの指導を受け、総務部企画課において管理します。

用語解説

P 1	地方分権	地方公共団体が、独自の判断で行政を推進することができるように、国から地方に行政権限や事務権限、財源を移すこと。 平成12年の地方分権一括法施行により、国と地方公共団体の役割分担や国の関与のあり方について見直しが行われている。
P 2	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの子ども数に相当する。人口を維持するために必要な水準は2.08前後とされている。
P 5	三位一体改革	地方分権を推進するにあたり、国から地方への補助金や負担金の削減（国庫補助負担金の廃止・縮減）、国に入っていた税金を地方に回す（税源移譲）、国税収入の一部を地方に配分していた地方交付税の見直し（交付税改革）の3つをセットで行うことで、国と地方を通じた財政の健全化を図るもの。
	公債費	市が銀行などから借り入れた借金の返済にあてる費用（地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額）を指す。一時借入金は借り入れた年度内で返済し、地方債は借りた年から何年かにわたって計画的に返済する。
	補助費	主に市が市内の団体などに補助するために交付する費用。団体などへの補助金の他に、負担金、報償費、保険料などが含まれる。
	実質公債費比率	市の公債費による財政負担の度合いを判断する指標。地方債許可制度から協議制度への移行に伴い平成17年度決算分から導入された。 具体的には、借金の返済にあてた費用、公営企業会計（上下水道・病院など）が借金を返済するために一般会計が負担した費用、過去の約束に従って支払った費用のうち借金に準ずる費用などの合計額が、一会計年度に市の裁量による費用のうち、どのくらいの割合を占めるのかを表す。 比率が高いほど、借金の返済以外で自由に使える費用が少ないことになり、18%を超えると、地方債許可団体とされ、起債に県の許可が必要となる。また、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となる。
	財政調整基金	年度間の財源の不均衡をならすために、地方財政法で設置が義務づけられている基金。決算剰余金（決算において、収入済額が支出済額を上回った場合の差額）が多い時は多く積み立て、財源不足時に取り崩すことで、財源の調整を行う。

P 6	地方債（市債）	市が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一般会計年度を越えて行われるもの。いわゆる市の借金。
	積立金	基金などに積み立てるための費用。
	財政力指数	市の財政力を判断するための指標。財政運営をするのに必要となる一般財源のうち、市税などの割合を理論的に求めたもの。 一般的には、1に近く、あるいは1を超えるほど財政に余裕があるものとされる。1以上であれば、財源が賄える状態であり、自立して自主的に財政運営ができることになるので、地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となる。1を下回れば、賄えない状態であり、地方交付税が交付される。指数が小さいほど市税の収入能力は低く、交付税への依存度は高い。
	経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標。人件費や扶助費、公債費などの年度経常的に支出する経費に、市税や地方交付税などの一般財源がどの程度使われているかを算出したもの。比率が低いほど財政運営に余裕があり、独自の政策に使える費用が多くあることを示す。 一般的に、75%程度に収まることが妥当であり、80%を超える場合は財政構造が弾力性を欠いているとされる。
P 7	依存財源	国や県の意思決定に基づき収入され、市の裁量が制限されている財源。具体的には地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金、国庫支出金、県支出金、地方債など。
	自主財源	市が自主的に収入する財源。具体的には、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金など。
	繰出金	一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される費用。
	義務的経費	支出が義務的であり任意では削減できないもので、人件費・公債費・扶助費が狭義の義務的経費とされる。
	投資的経費	経費の支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもので、普通建設事業費・災害復旧事業費・失業対策事業費を指す。
P 9	行政評価	市が各種の事業を行った結果、その成果が十分上がっているかを検証することによって、より効果的・効率的な事務事業の執行に結びつけようとする手法の1つ。

P 10	公の施設	<p>住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方自治法に基づき地方公共団体が設ける施設。</p> <p>一般的には、レクリエーション・スポーツ施設（体育館、温泉施設、キャンプ場など）、産業振興施設（生産施設、情報提供施設など）、基盤施設（駐車場、市営住宅、大規模公園、処理施設など）、文教施設（公民館、集会所、文化財施設など）、医療・社会福祉施設（病院、老人福祉センター、保育所など）の5つに区分されており、当市では、平成19年度末で183（27施設、10施設、76施設、50施設、20施設）の公の施設がある。</p>
	指定管理者制度	<p>公の施設の管理を、設置者である地方公共団体の指定を受けた団体が「指定管理者」として代行する制度のことで、平成15年の地方自治法改正により、公共サービスの民間開放を進める観点からそれまでの管理委託制度に代えて導入された。</p> <p>従来の管理委託では、受託者は地方公共団体の出資法人、公共団体又は公共的団体に限られていたが、指定管理者制度では特段の制約が設けられず、民間事業者にも広く門戸が開かれることとなる。</p>
P 11	定員適正化計画	簡素で効率的な組織と人員配置を目指し、職員数の適正化を進めていくための計画。
	トップマネジメント	行政運営において、最高位で組織を指揮し、大きな方向性を決定する人又はグループ。当市では市長にあたるが、ここでは市長個人ではなく、市長の政策決定を支援する最高政策決定機関も含める。
	人事評価制度	任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価。
P 13	公会計	国や地方公共団体の会計のこと。企業会計とは異なり、現金の収支により費用と収益を計上する現金主義・単式簿記会計を特徴とする。近年では、行政サービスの費用対効果を明らかにするため、発生主義・複式簿記会計の導入が求められている。
	基準モデル	公会計改革において総務省が提案した会計制度の1つで、企業会計手法を全面的に採用したもの。他に、既存の決算統計情報が活用可能な「総務省モデル方式改訂」がある。
	連結ベース	普通会計に上下水道・病院などの公営企業会計と国民健康保険や介護保険などの公営事業会計を連動させること。
	貸借対照表 (バランスシート)	資産や負債の状況を示すもので、これまでに建設された施設などの資産の状況とその調達財源や借入金などの決算時点におけるストックの情報を把握することが可能。財産(資産)と財源(負債、正味資産)は必ず一致することから、バランスシートと呼ばれる。

P 13	行政コスト計算書	バランスシートに表示される資産形成以外で、人的サービスや給付サービスなどの行政サービスにどれだけのコスト(経費)を要し、それをどのような収入で賄ったのかという側面から、市の活動実績に関する情報を把握するもの。
	資金収支計算書 (キャッシュ・フロー計算書)	各種の事業を実施するため、1年間に出入りした資金の動きを示すもの。行政サービスに関する収支、資産形成に関する収支、財務活動に関する収支の3つに分けられる。
	純資産変動計算書	税収や国・県補助金相当額の減価償却などによる期首から期末への純資産の増減の動きを示すもの。純資産を構成する一般財源等に加え、国・県支出金についても要因別の変動が把握可能となる。
	第三セクター	国や地方公共団体と民間事業者の共同出資による事業体のこと。公企業を第一セクター、民間企業を第二セクターと呼ぶことから第三セクターという。公共部門で行う事業に、民間の資金や経営ノウハウを積極的に活用するために考え出された方式で、地域開発や交通事業で用いられることが多い。当市では、(財)碓氷峠交流記念財団、安中市土地開発公社の2団体が該当する。
	アウトソーシング	これまで地方公共団体が企画・立案から実施まで、全て職員により行ってきた仕事のやり方を改め、民間事業者などの外部の知見や能力を活用する方法。外部委託、指定管理者制度、地方独立行政法人制度、市場化テスト(公共サービス改革法)など様々な手法がある。
	内部管理経費	市の各種事務事業のうち、電算機器の借上料や事務用品など、住民サービスに直接関係しない各種の経費のことで、削減してもサービス住民が低下する可能性が低いとされる。
	地域水道ビジョン	水道事業者が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で目指すべき将来像を描き、その実現のための方策等を示す指針。平成16年に厚生労働省が作成した「水道ビジョン」により水道関係者共通の目的とその実現のための施策や工程が示され、平成17年に同省が取りまとめた「地域水道ビジョン作成の手引き」により水道事業者は本指針を策定することが求められている。
	公立病院改革ガイドライン	平成19年に総務省より示された地方公共団体が公立病院改革に係るプランを策定する際の指針。地方公共団体は、本ガイドラインを参考に公立病院の経営指標に関する数値目標を設定した改革プランを策定し、実施することが求められる。